

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 知内町の人口構造

本町の人口は、第1回国勢調査が行われた大正9年には4,833人で、その後順調に増加したが、戦後は高度経済成長を迎え、昭和35年3月末の10,148人をピークに、開拓入植者の離農・都市流出が相次ぎ、減少に転じた。

現在は、平成27年国勢調査において、人口総数が4,653人、世帯数が2,003世帯となっている。

住民基本台帳においても、最近10年間で約2割が減少している(H20.3末:5,394人、H30.3末4,390人 △18.6%)。また、少子高齢化が進んでおり、高齢化率は、同10年間で27.8%(H20.3末)から38.8%(H30.3末)に上昇。さらに、生産年齢人口は、同10年間で約3割が減少している(H20.3末:3,199人⇒H30.3末:2,298人 △28.2%)。

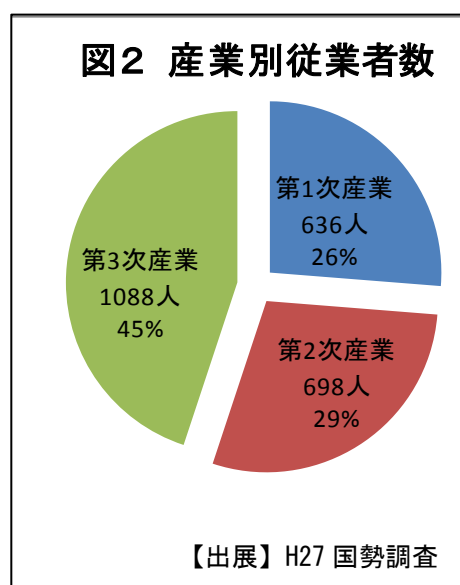
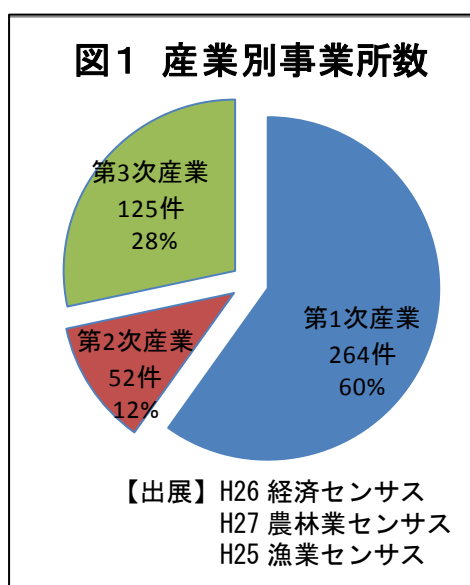
② 知内町の産業構造

本町の産業構造については、事業所数では、第1次産業が60%(264件)を占め、次いで第3次産業が28%(125件)、第2次産業が12%(52件)となっている【図1参照】^{※1}。

また、従業者数では、第1次産業が26%(636人)、第2次産業が29%(698人)、第3次産業が45%(1,088人)となっている【図2参照】^{※2}。

※1 平成26年経済センサス、平成27年農林業センサス及び平成25年漁業センサス

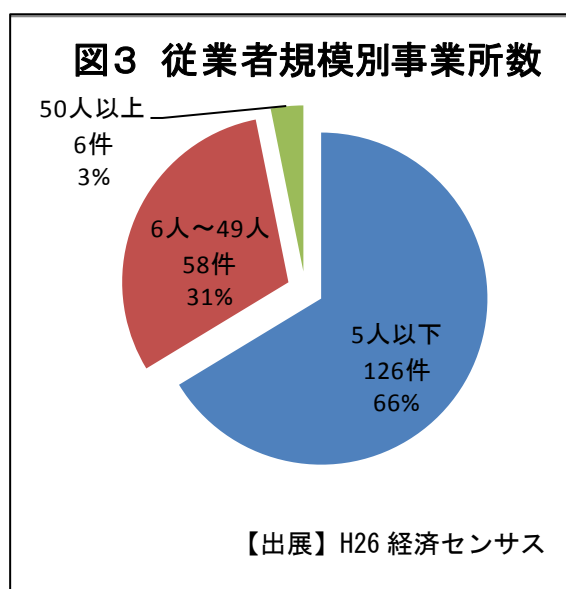
※2 平成27年国勢調査



③ 知内町の中小企業者の実態等

町内の事業所については、ほぼ中小企業に位置付けられ、事業所数別では、従業員5人以下が66%（126件）を占め、次いで6人～49人が31%（58件）、50人以上が3%（6件）となっている【図3参照】※³。

近年は、経営者の世代交代の時期に差しかかっていることから、これを契機として、労働生産性の向上を図るため、先端設備等の導入を含めた支援を行っていくことが、喫緊の課題となっている。



※3 平成26年経済センサス

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に、3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める全ての先端設備等とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町内の中小企業が設備投資を行いやすい環境を整備することで、労働生産性の最大限の向上を目指すことから、本計画において対象とする地域は、知内町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本町内の中小企業は、業種を問わず労働生産性の向上が伸び悩んでおり、各産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、ICT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多種多様であるため、本計画において対象とする事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取組について、先端設備等導入計画の認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮するものとする。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。